

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 28 年 4 月 22 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	1, 2 0 3, 6 1 1 円
事故の概要	平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日午後 0 時 1 0 分頃、市道紀の川堤防沿線を走行中、前方を走っていた車両が赤信号で停車したが、車間距離が十分でなかったためブレーキが間に合わず衝突した。 この事故により相手方が負傷した。当方に負傷者はいなかった。